

## 総合評価落札方式の改正について（概要）

「札幌市交通局工事等総合評価落札方式試行要綱」を改正し、令和3年6月2日以後の告示分から適用することとしましたので、お知らせします。

なお、個別の適用については、それぞれの工事の告示をご確認ください。

### 評価項目の改正等について

#### ■ 評価項目の改正（計画審査型、実績評価Ⅰ・Ⅱ型）

以下のとおり改正します。

評価項目	現行の配点		変更後の配点	
本工事における主要建設機械の保有状況	自社所有又は長期リース契約の建設機械有り	2.0点	自社所有又は長期リース（ <u>ファイナンス・リース</u> ）契約の建設機械有り	2.0点
			<u>上記以外の長期リース契約の建設機械有り</u>	<u>1.0点</u>
	無し	0.0点	無し	0.0点
過去10年間の主任（監理）技術者の ↓ 過去10年間の主任（監理）技術者等の 従事経験	同種工事に、主任（監理）技術者として中心的立場で従事した経験有り	2.5点 (2.0点)	同種工事に、主任（監理）技術者として中心的立場で従事した経験有り	2.5点 (2.0点)
	同種工事に、補助的立場で主任技術者として従事した経験有り	1.5点 (1.0点)	同種工事に、 <u>監理技術者補佐又は補助的立場の主任技術者として</u> 従事した経験有り	1.5点 (1.0点)
	同種工事に担当技術者として従事した経験有り	1.0点 (0.5点)	同種工事に担当技術者として従事した経験有り	1.0点 (0.5点)
	その他	0.0点	その他	0.0点

※点数の（）は、実績評価Ⅱ型における配点

#### ■ 「本工事における主要建設機械の保有状況」について

- ・「ファイナンス・リース」とは、企業会計基準委員会が定める「リース取引に関する会計基準」における「ファイナンス・リース取引」の定義を満たすものとします。
- ・所有、リース共に、対象となる建設機械について、他の事業者等に対し貸付又は転貸を行っている場合は、評価対象としません。
- ・所有、ファイナンス・リース、それ以外のリースの区分については、「評価項目に関する申告書」により申告して頂きます。

#### ■ 「過去10年間の主任（監理）技術者等の従事経験」について

- ・「監理技術者補佐」とは、建設業法第26条第3項ただし書に規定される、監理技術者が他工事と兼任する場合において、監理技術者の行うべき職務を補佐する者をいいます。

## その他

### ■適用年月日

改正後の「札幌市交通局工事等総合評価落札方式試行要綱」は、令和3年6月2日以後に告示する工事等から適用します。

### ■参照

【札幌市交通局工事等総合評価落札方式試行要綱】

<https://www.city.sapporo.jp/st/keiyaku/50youshiki/50youshiki.html>

【札幌市交通局入札情報サービス（申請書類）】

※本改正に伴い、申請書類の様式が変更となりますので、ご注意ください（新様式ファイルは、令和3年6月2日以降の対象案件の告示に合わせて公開予定です）。

「工事・設計等・道路維持除雪」→「共通ファイルダウンロード」

<https://www.city.sapporo.jp/st/keiyaku/index.html#nyuusatsujoho>

お問い合わせ先：札幌市交通局事業管理部総務課契約係 電話 011-896-2709